

北海商科大学研究費不正防止計画推進室規程

(目 的)

第1条 この規程は、北海商科大学における公的研究費の管理・監査等に関する規程における第9条第1項の規定により、北海商科大学、北海商科大学大学院（以下「本学」という。）に、北海商科大学研究費不正防止計画推進室（以下「推進室」という。）を設置し、本学における公的研究費を中心とした研究費全般（以下「研究費」という。）の不正使用の防止を図ることを目的とする。

(業 務)

第2条 推進室は、研究費の不正使用の防止に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 研究活動の不正行為及び研究費の不正使用の発生要因の把握に関する業務
- (2) 教職員の行動規範の策定及び推進に関する業務
- (3) 研究費の運営及び管理に係る実態の把握に関する業務
- (4) 不正防止計画の策定・推進に関する業務
- (5) 教職員に対する研究活動の不正行為防止及び研究費の不正使用防止についての啓発に関する業務
- (6) 策定した行動規範及び不正防止計画の公表に関する業務
- (7) その他研究活動の不正行為の防止及び研究費の不正使用の防止に関する業務
- (8) 本学研究活動における不正行為への対応に関する規程における第8条第4項及び第13条第7項の規程による不正に係る事案に関する業務

2 推進室の業務については、全学的な協力の下に連携し実施する。

(構 成)

第3条 推進室は、室長及び室員で組織する。

2 室長及び室員は、発生した研究費不正の当事者またはその利害関係者の場合、この職務から離れなければならない。

(室 長)

第4条 室長は、学部長をもって充てる。

2 室長は、推進室の業務を総括する。

3 室長に事故があるときは、あらかじめ室長が指名する室員がその職務を代行する。

(室 員)

第5条 推進室は、室長のほか、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学術発展センター長
- (2) 事務長
- (3) その他室長が指名する教職員 若干名

2 第2条第1項第8号においては、学長が指名した法律、会計及び当該研究分野の専門知識を有する学内外の者を加えることができる。

3 前項の室員は、学長が委嘱する。

(事 務)

第6条 推進室の事務は、学術発展センター事務において処理する。

(補 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、推進室の運営等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。